役 員 名 簿

（理事）　　任期：令和７年６月２６日から令和９年６月開催定時評議員会終結まで

役職	氏　　名	性別	生年月日	職　　業	役 員 資 格 等	欠格条項の該当の有無	各理事と親族等特殊関係にある者の有無
理事長	ささき　つねと 佐々木　経人	男	昭和20年12月4日	農林業	経営識見	無	無
理事	まつむら　としなり 松　村　寿　成	男	昭和50年12月7日	社会福祉法人職員	経営識見	無	無
理事	ささき　あきら 佐々木　輝	男	昭和32年7月5日	会社員	地域福祉	無	無
理事	はせ　みなつ 長谷　みなつ	女	昭和56年7月7日	社会福祉法人職員	管理者等	無	無
理事	むらまつ　さよこ 村松　小依子	女	昭和47年4月15日	社会福祉法人職員	管理者等	無	無
理事	なかたに　いさお 中　谷　勇　夫	男	昭和31年12月12日	社会福祉法人職員	管理者等	無	無

（監事）　　任期：令和７年６月２６日から令和９年６月開催定時評議員会終結まで

役職	氏　　名	性別	生年月日	職　　業	役 員 資 格 等	欠格条項の該当の有無	各理事と親族等特殊関係にある者の有無
監事	あおき　ひとし 青　木　仁	男	昭和45年8月8日	公認会計士	財務	無	無
監事	いとう　つとむ 伊　藤　勉	男	昭和28年4月22日	農林業	事業識見	無	無

※「役員資格等」欄は次に該当するものを記入すること。

理事：社会福祉事業経営に識見を有する者は「経営識見」、地域の福祉関係に該当する場合は「地域福祉」、施設長等に該当する者は「管理者等」と記入する。

監事：社会福祉事業に識見を有する者は「事業識見」、財務管理に識見を有する者は「財務」と記入する。

社会福祉法人明峰福祉会　評議員

任期：令和６年６月２４日から令和９年度会計に関する定時評議員会終結の時まで

No.	氏　名	生年月日	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事由	特殊関係者
1	清王しず江	昭和27年1月3日	公務員	地域福祉従事 ボランティア活動	無	1 該当あり ② 該当なし	1 該当あり ② 該当なし
2	鈴 木 義 治	昭和46年7月9日	医療従事 会社員	地域福祉従事	無	1 該当あり ② 該当なし	1 該当あり ② 該当なし
3	長 野 好 孝	昭和33年4月4日	公務員 民生児童委員	地域福祉従事	無	1 該当あり ② 該当なし	1 該当あり ② 該当なし
4	渡 辺 俊 也	昭和31年4月12日	公務員 学芸員	地域福祉従事	無	1 該当あり ② 該当なし	1 該当あり ② 該当なし
5	丸 山 保 司	昭和29年10月18日	会社員 民生児童委員	地域福祉従事	無	1 該当あり ② 該当なし	1 該当あり ② 該当なし
6	黍 嶋 和 代	昭和26年9月29日	公務員 社協会長	地域福祉従事	無	1 該当あり ② 該当なし	1 該当あり ② 該当なし
7	佐々木卓司	昭和26年2月1日	会社員 民生児童委員	地域福祉従事	無	1 該当あり ② 該当なし	1 該当あり ② 該当なし

※欠格事項等

・社会福祉法第40条第１項に定める欠格事由に該当しないこと

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

役員等の報酬、諸手当及び弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人明峰福祉会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第２２条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（２）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

（４）報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の額）

第３条　報酬及び諸手当の額は、予算の範囲内において支給する。

２　報酬の額は、理事、監事は１回当たり５，０００円、評議員は１回当たり５，０００円とする。ただし、役員を兼務している施設長等には支給しない。

３　関係行政庁等において公私分離の原則に照らし月額給与を年間通じて支給されている者については支給しない。

４　理事長にあって、関係行政官庁等における公務員を兼職しないものにあっては、その責務について、月額４２，０００円を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第４条　新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日 数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算 する。

４　本条第２項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第５条　この規定により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（１）５０銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（２）５０銭以上１円未満の端数については、これを１円に切り上げる

（費用弁償）

第６条　費用弁償の旅費は別紙のとおり支給するものとする。

２　関係行政庁等において旅費支給のある場合は支給しない。

３　理事長にあって、関係行政官庁等における公務員を兼職しないものにあっては、費用弁償の旅費は別紙のとおりとする。

（支給方法）

第７条　支給方法は、理事長の報酬については、毎月２５日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、賃金規程第７条に準じた日とする。

２　役員等に対する報酬、費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。

３　報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座への振込とする。

（公表）

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則　この規程は、平成１８年４月１日より施行する。

附則　この規程は、平成２４年１０月３１日より施行し、平成２４年４月１日より適用する。

附則　この規程は、平成３０年３月２８日より施行し、平成２９年４月１日より適用する。

附則　この規程は、令和５年６月２６日より施行し、令和５年７月１日より適用する。

（別紙）役員の旅費（距離：片道）

距　　離	料金単価
５km 未満	２００円
１０km 未満	４００円
２０km 未満	８００円
３０km 未満	１，２００円
４０km 未満	１，６００円
５０km 未満	２，０００円
５０km 以上	２，５００円

※出席につき１回の単価

※自宅からの距離計算